

まちづくり基本方針の改定について

1 まちづくり基本方針の概要

①位置づけ

- ・まちづくり基本条例第 10 条に基づく、まちづくり施策を総合的に講ずるための基本方針
- ・「21 世紀兵庫長期ビジョン」のまちづくり分野における基本的な方針

21 世紀兵庫長期ビジョン

まちづくり基本方針

県のまちづくりに関する主な方針や計画
(例：住生活基本計画、都市計画区域マスタープラン、福祉のまちづくり基本方針等)

②年次

「想定年次」：2040 年（めざすべき将来像）、「目標年次」：2020 年（取組の方向性）

③基本コンセプト

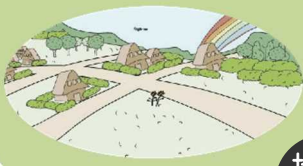
「地域がつくり、未来へつなぐまちづくり」

④地域・テーマ

◆4つの地域

多自然地域の集落群

多自然地域の集落とその周辺



地方都市

地方都市の中心市街地とその周辺



郊外住宅地

高度成長期以降に開発された郊外住宅地など



都市中心部

瀬戸内臨海部に連たんする既存市街地



地域
主役

◆4つのテーマ

安全・安心のまちづくり

- 災害に備えたまちの機能の確保と迅速な復興対策
- 誰もが安心して暮らせる環境整備

環境と共生するまちづくり

- 住宅やまちの低炭素化、エネルギーの自給
- 自然環境や生物多様性の保全再生などによる環境との共生

魅力と活力あるまちづくり

- 地域の宝や個性の再発見・発信による魅力づくり
- 都市機能の集約と土地利用調整による地域活力の増進

自立と連携のまちづくり

- 担い手育成やコミュニティ活性化による地域の自主・自立
- 人と人・地域と地域の交流や連携の促進

持続
可能

2 改定について

①背景

- ・「まちづくり基本方針」（2000年策定、2013年改定）の目標年次（2020年）が到来
- ・改定から約8年が経ち、まちづくりを取り巻く社会の潮流に大きな変化がみられる
- ・長期ビジョンも新ビジョン策定に着手

⇒以上より、兵庫県の新しいまちづくりの方向性を示す時期に来ていることから、「まちづくり基本方針」を改定する

【社会の潮流の変化】

- 1 人口減少 : 人口減少・超高齢化は今後も進展していく
都市圏への人口集中の反面、多自然地域などでは無人化が進む
- 2 災害の脅威 : 近い将来発生が予測される南海トラフ地震、激甚化する風水害
災害ハザードエリアには多くの住民が居住
- 3 気候変動 : 気温・CO2濃度は上昇傾向。脱炭素社会の実現に向けた取組加速
- 4 地域構造 : 空き家の増加、小規模集落の増加、オールドニュータウン化の進行
- 5 コミュニティ : 単身高齢世帯が増加するなど、コミュニティの維持が困難に
- 6 テクノロジー : 革新技術の活用により移動・物流の無人化・効率化が進む
医療・教育・就労等様々な面でのオンライン化も進行
- 7 ポストコロナ : ローカル志向(地方回帰)の高まり、良好な住環境へのニーズの高まり
都市集中型から地域分散型へと社会構造への転換の動き

②年次

2050年を想定年次としためざすべきまちの将来像、2030年を目標年次とした取組の方向性を提示するべく、改定の検討を進める。

【参考】現方針では、長期ビジョンと同様に「想定年次」は概ね30年後、「目標年次」は概ね10年後として以下のとおり設定

【想定年次】2040年 【目標年次】2020年

③改定検討の進め方

まちづくり審議会の意見を反映しつつ、効率的・機動的に審議を進めるため、まちづくり審議会規則第7条に基づく部会として、「まちづくり基本方針検討小委員会」を設置し、基本方針の改定内容を検討する。

④改定スケジュール（予定）

	まちづくり審議会	まちづくり基本方針検討小委員会
2月15日	【R2年度第2回】 ○諮問 ○論点等の検討 ・方針全般 ・改定に向けた論点	
3月末	○小委員会設置	
5月		【第1回】 ○基本事項・課題の検討 ・基本事項（地域区分、テーマ、コンセプト等） ・現方針の進捗状況を踏まえた課題 ・将来像や取組方向に関する視点 ・形式や構成等のあり方
7月		【第2回】 ○骨子案の検討 ・改定の目的や視点 ・将来像や取組方向 ・形式、構成等
8月	【R3年度第1回】 ○中間報告	
9月		【第3回】 ○パブリックコメント案
10月	(庁内検討)	
11月	【R3年度第2回】 ○パブリックコメント案	
12月	(パブリックコメントの実施)	
		【第4回】 ○パブリックコメント修正案
1月	【R3年度第3回】 ○最終案 ○答申	
3月	改定	